

国海査第99号
令和6年6月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 濱田 哲 殿

国土交通省海事局長
(公印省略)

東洋ゴム化工品株式会社(現: TOYO TIRE 株式会社)製の船舶用の
ディーゼルエンジン防振ゴム及び弾性継手の試験データの不正に関する
今後の対応について(措置解除)

「東洋ゴム化工品株式会社製の船舶用のディーゼルエンジン防振ゴム及び弾性継手の試験データの不正について(注意喚起)」(平成27年10月14日付 国海査296号)及び「東洋ゴム化工品株式会社製の船舶用のディーゼルエンジン防振ゴム及び弾性継手の試験データの不正について(調査結果及び対策についての周知)」(平成27年12月25日付 国海査488号の1)において、製品の品質を確実にするため、東洋ゴム化工品株式会社(現: TOYO TIRE 株式会社)製の船舶用のディーゼルエンジン防振ゴム及び弾性継手の交換の有無を、船舶検査時に、船舶検査官が確認を行うとともに、当該製品の予備検査において全ての試験に船舶検査官が立ち会う方法に強化しておりました。

今般、再発防止策実施後の改善状況が確認されたことから「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について(措置解除)」(令和6年6月14日付 国官技第115号、国営整第56号、国総技第21号)により、東洋ゴム化工品株式会社に対する措置が解除されました。これを受け、本通知をもって東洋ゴム化工品株式会社に対する船舶検査に係る上記の措置を解除致します。

本件について、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

国官技第 115 号
国営整第 56 号
国総技第 21 号
令和 6 年 6 月 14 日

内部部局
特別の機関
施設等機関 の長 殿
地方支分部局
外局

国土交通省 大臣官房長
(公 印 省 略)

防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について（措置解除）

「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」（平成 28 年 1 月 22 日付 国官技第 287 号、国営整第 226 号、国総技第 67 号）及び「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について（追加）」（平成 29 年 12 月 27 日付 国官技第 227 号、国営整第 179 号、国総技第 53 号）において、国土交通省の調達にあたっては、製品の品質を確実にするため、東洋ゴム化工品(株)（現：TOYO TIRE 株式会社）及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）の添付を義務づけることとしている。

上記について、再発防止策実施後の改善状況が確認されたため、本通知をもって東洋ゴム化工品(株)（現：TOYO TIRE 株式会社）及びニッタ化工品(株)に対する措置を解除する。

【別紙】

大臣官房秘書室長	国土交通政策研究所長
大臣官房人事課長	国土技術政策総合研究所長
大臣官房総務課長	国土交通大学校長
大臣官房広報課長	航空保安大学校長
大臣官房会計課長	東北地方整備局長
大臣官房地方課長	関東地方整備局長
大臣官房福利厚生課長	北陸地方整備局長
大臣官房技術調査課長	中部地方整備局長
大臣官房総括監察官	近畿地方整備局長
大臣官房運輸安全管理官	中国地方整備局長
大臣官房官庁営繕部長	四国地方整備局長
総合政策局長	九州地方整備局長
国土政策局長	北海道開発局長
土地・建設産業局長	北海道運輸局長
都市局長	東北運輸局長
水管理・国土保全局長	関東運輸局長
道路局長	北陸信越運輸局長
住宅局長	中部運輸局長
鉄道局長	近畿運輸局長
自動車局長	神戸運輸監理部長
海事局長	中国運輸局長
港湾局長	四国運輸局長
航空局長	九州運輸局長
北海道局長	東京航空局長
政策統括官	大阪航空局長
国際統括官	札幌航空交通管制部長
国土地理院長	東京航空交通管制部長
小笠原総合事務所長	福岡航空交通管制部長
海難審判所長	那覇航空交通管制部長
観光庁長官	
気象庁長官	
運輸安全委員会事務局長	
海上保安庁長官	